

平成30年11月27日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(平成30年度第1四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準(標準家庭における1か月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

平成30年4月から6月までを対象期間とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者:24事業者31供給区域
- 旧簡易ガス事業者:341事業者1,062団地

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から平成30年4月から6月までの期間(以下「対象期間」という。)の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1か月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)(以下「標準料金」という。)
- 原料費調整額(月次)
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

(3) 調査方法

- 対象期間における標準料金の前月との比較や、ガス販売量及び販売額に基づく各月販売単価の前年同月との比較について調査を行い、検証・確認を行った。

2. 調査結果

① 今回実施した平成30年度第1四半期の「特別な事後監視」において、値上げを行った事業者が1社確認された。

当該事業者は、将来予定している設備の更新費用等を回収するために値上げを実施したところ、設備の法定耐用年数を大きく下回る期間で費用回収する料金改定を行ったことにより、現在の需要家に過大な負担となっていることが認められたこと等から、当該値上げは、需要家保護の観点に鑑み「合理的でない値上げ」に該当すると判断した。

更に、当該事業者については、料金改定の際に、需要家に対する説明が十分に行われていなかったことが確認された。

このため、当該事業者に対して、法定耐用年数を踏まえ料金を改定すること及び需要家に対する十分な説明並びに書面交付を行うよう文書による指導を行った。

②「ガスの特別な事後監視について(平成29年度第3回)」(平成30年5月9日付け)において、合理的でない値上げを行ったおそれのある事業者に対し追加調査を行う旨公表していたが、値上げ内容の検証・確認を行ったところ、「合理的でない値上げ」が行われた事実は認められなかった。

他方、料金改定の際に、需要家に対する説明が十分に行われていなかったことが確認されたため、平成30年8月24日付けで事業者に対して、需要家に対する十分な説明及び書面交付を行うよう文書による指導を行った。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 栗島、皆川、吉野、水野

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)